

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当処分取消処分、児童扶養手当認定処分及び児童扶養手当支給停止処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 1 2 月 3 日付けの各通知書により請求人に対して行った、児童扶養手当処分取消処分（以下「本件取消処分」という。）、児童扶養手当認定処分（以下「本件認定処分」という。）及び児童扶養手当支給停止処分（以下「本件停止処分」といい、これらを併せて、以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

令和 2 年 3 月から 6 月の児童扶養手当は、〇〇市のミスで支給したことで、このミスについて知るまで 8 か月間、〇〇市側にも「チェックを怠った職務怠慢」があると強く思います。したがって、〇〇市側にも相当額負担する責任があり、手当 0 円という金額の訂正を求めます。

また、私が支給されている障害基礎年金は、障害等級2級であり、様々な支援やサービスを利用しなければ生活困難です。障害基礎年金を健常人が得ている所得と同じ性質と見られると、障害を持ちながら子供を育てている母子家庭は生活苦になります。

よって、支給手当月額0円を53,050円に戻していただき、もしくはその半分の額にしていただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年8月4日	諮問
令和3年10月14日	審議（第60回第3部会）
令和3年11月29日	審議（第61回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給対象者

法4条1項は、市長は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

ア 基本額

法5条1項は、手当は、月を単位として支給するものとしており、令和2年4月以降のその額（基本額）は、同規定及び法5条の2第1項、3項並びに法施行令2条の2第1項の規定により、43,160円となる。

なお、同年3月の基本額は、令和2年政令第318号（令和3年3月1日施行）による改正前の法施行令2条の2第1項の規定により、42,910円となる。

イ 加算額

法5条2項は、基本額対象児童以外の要監護児童が一人の場合は、基本額に加えた額を支給するとしており、令和2年4月以降の加算額は、同規定及び法5条の2第2項並びに法施行令2条の2第2項の規定により、10,190円となる。

なお、同年3月の加算額は、令和2年政令第318号による改正前の法施行令2条の2第2項の規定により、10,140円となる。

ウ 以上によれば、法が定める支給要件に該当する児童が二人の場合の令和2年4月以降の手当（基本額及び加算額）の支給月額額は、53,350円となり、同月より前の支給月額額は、53,050円となる。

(3) 支給制限

ア 手当の受給資格者について、令和2年法律第40号（令和3年3月1日施行）による改正前の法13条の2第2項（以下「改正前規定」という。）は、手当は、国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき（1号）又は遺族補償等を受けることができるとき（2号）は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

なお、令和2年法律第40号による改正後の法13条の2第

2項1号では、老齢福祉年金に加えて、「障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付」が追加されており、障害基礎年金等の給付については、支給制限の対象から除外されている。

イ 令和2年政令第318号（令和3年3月1日施行）による改正前の法施行令6条の4第1項は、改正前規定による支給制限は、月を単位として、公的年金給付等合算額（改正前規定1号及び2号に規定する給付の合算額）が手当の額以上であるときは、手当の全部について行うとしている。

そして、同条2項3号は、改正前規定1号に規定する給付が年を単位として定められているときは、当該給付の額を12で除して得た額によるとしている。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和2年2月18日、請求人から本児らを支給対象とする手当の請求を受け、手当の受給資格を認定したが、その際、請求人が障害基礎年金として年額1,229,100円の支給を受けていることを把握していたにもかかわらず、同年3月から手当の全額を支給する旨の前回処分を行ったことが認められる。

請求人の令和2年3月分の手当は、53,050円であり（上記1・(2)・ウ）、請求人の公的年金給付（障害基礎年金）を月に換算した額は102,425円で、上記手当の額以上であることからすると、請求人の手当は改正前規定による全額支給停止に該当する（上記1・(3)）。令和2年4月分以降についても同様である。

そうすると、前回処分を取り消した本件取消処分、令和2年3月から請求人の手当を認定して、手当全額の支給を停止した本件認定処分及び本件停止処分は、いずれも上記1の法令等の定めにもつた適正なものといえることができる。

したがって、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、手当の支給が法令上誤りであったことが判明した場合には、当該支給の過誤は是正されるべきものであり、処分庁が、上記1の法令等の定めに基づいて本件各処分を行ったと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、本件で過誤払金の返還の必要が生じたのは、処分庁の過失によるものであり、処分庁としては、今後このようなことのないよう十分に注意すべきである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分について、いずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成